

ユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金交付要領

31公東観コ誘27号

平成30年4月1日制定

平成31年4月1日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、ユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）第12条に基づき、ユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金（以下、「助成金」という。）の交付に関し、必要な事項を定める。

2 助成金の交付については、要綱によるほか、本要領に定めるところによる。

(助成金の交付申請)

第2条 助成金の交付を受けようとする者は、別表1に定める書類を別表2に定める期限までに理事長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定)

第3条 理事長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を別に定める審査会に諮った上、交付すべきと認めたものについて、交付を決定するものとし、別記第3号様式により、当該申請者に速やかに通知するものとする。

2 理事長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

3 理事長は、第1項の審査により、交付しないと決定したときは、その旨を別記第3号様式の2により申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ)

第4条 助成事業者は、別記第3号様式による助成金の交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、助成金の交付申請を取り下げるときは、交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

また、交付決定前に申請を取り下げるときも、その旨を記載した書面を理事長に提出するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第5条 理事長は、交付決定後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち、既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

2 前項の規定による助成金の交付決定を取り消すことができる場合は、天災事変その他助成金の交付決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合に限る。

3 第1項の規定による助成金の交付決定の取消しにより特別に必要になった事務及び事業に対

しては、次に掲げる経費に係る助成金等を交付することができる。

(1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他の残務処理に要する経費

(2) 助成事業を行うため締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費

4 前項の助成金等の額の同項各号に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業等についての助成金等に準ずるものとする。

(助成事業の内容変更等)

第6条 助成事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ別記第4号様式によるユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金に係る事業（変更・中止）申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、第1号に掲げる事項のうち軽微な変更についてはこの限りでない。

(1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 助成事業を中止しようとするとき。

2 理事長は、前項による申請があったときは、内容を審査し、その適否を決定し、その旨を別記第5号様式によるユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金に係る事業（変更・中止）承認通知書により助成事業者に通知する。

(助成事業遅延等の報告)

第7条 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は助成事業の遂行が困難になったときは、速やかに別記第6号様式によるユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金に係る助成遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

2 助成事業者は、前項の報告に基づき理事長から指示を受けたときは、直ちにその指示に従わなければならない。

(状況報告)

第8条 理事長は、助成事業の円滑な執行を図るため、必要に応じ、助成事業者に対し助成事業の遂行の状況に関して報告を求めることができる。

(助成事業の遂行命令)

第9条 理事長は、助成事業者が提出する報告、必要に応じて行う現地調査等により、助成事業が助成金の交付の決定内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、助成事業者に対しこれらに従って助成事業を遂行するよう命ずることができる。

2 助成事業者が前項の命令に違反したときは、理事長は、当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第10条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに別記第7号様式によるユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金事業完了実績報告書を理事長に提出しなければならない。

2 第6条第1項第2号の規定により中止の承認を受けたときも前項の規定を準用する。

(助成金の額の確定)

第 11 条 理事長は、前条の規定による事業完了実績報告を受けたときは、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第 8 号様式により助成事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の確定額は、助成対象経費の 2 分の 1 の額（千円未満の端数は切捨て）又は交付決定した額の、いずれか低い額とする。

(是正のための措置)

第 12 条 理事長は、前条に規定する調査等の結果、助成事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、助成事業者に対し当該助成事業につき、指定した期日までにこれらに適合させるための措置をとるよう命ずることができる。

2 第 10 条の規定による事業完了実績報告は、前項の命令により必要な措置をした場合についても準用する。

(助成金の支出)

第 13 条 第 11 条第 1 項の規定による通知を受けた助成事業者は、速やかに別記第 9 号様式によるユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金請求書を理事長に提出するものとする。

2 理事長は、当該請求書が提出されたときは、速やかに支出するものとする。

(決定の取消し)

第 14 条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき、又は使用しようとしたとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が、暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。
- (5) 第 3 条の規定による交付決定の通知を受けた日から 1 年以内に事業に着手しなかったとき。

2 前項の規定は、第 11 条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後においても適用するものとする。

(助成金の返還)

第 15 条 理事長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第 16 条 助成事業者は、第 14 条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部が取り消され、前

条の規定により助成金の返還を命ぜられたときは、当該命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間において既返還額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合で計算した違約加算金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成金の返還を命じられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金（100 円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前 2 項の規定による年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

（違約加算金及び延滞金の基礎となる額の計算）

第 17 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

- 2 前条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

（財産の管理及び処分）

第 18 条 助成事業者は、助成事業が完了した後も、助成事業により取得し、又は効用を増加した財産を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、助成金の目的に従って、その効果的運用を図らなければならない。

- 2 助成事業者が助成事業により取得し、又は効用が増加した財産について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、あらかじめ別記第 10 号様式による財産処分承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 理事長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した助成金のうち前項の処分時から財産処分期限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、さらに、当該処分により助成事業者に利益が生じたときは、交付した助成金額の範囲内でその利益の全部又は一部を財団に納付させることができる。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表1

(ユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金申請時必要書類)

- ・ユニークベニュー施設の受入環境整備支援助成金交付申請書（第1号様式）
- ・助成事業計画書（第1号様式に添付）
- ・助成事業企画書（第1号様式に添付）
- ・誓約書（第2号様式）
- ・定款
- ・納税証明書（法人事業税）等 ※1
- ・印鑑証明書 ※2
- ・貸借対照表（直近3期分）
- ・損益計算書（直近3期分）
- ・助成事業内容が確認できる書類（仕様書、整備前後の図面・展開図、工程表等）
- ・経費の積算明細書又は見積書内訳
- ・ユニークベニューとしての施設紹介パンフレット
- ・委任状（必要に応じて）
- ・その他必要に応じて提出を依頼するもの ※3

※1 都税事務所発行、申請日時点で直近の納期が到来しているもの

※2 申請日から起算して3ヶ月以内に発行されたもの

※3 施設の改修等を行う事業を実施する場合、助成金交付対象施設の建物の不動産登記簿謄本又は賃貸借契約書等の管理運営を行っていることが確認できる書類を添付すること

別表2

（申請書の提出期限）

原則として、申請書の提出期限を次のとおりに分け、提出期限ごとに審査を行う。ただし、第1回審査会において今年度の申請可能枠がなくなった場合には、それ以降の募集を中止する。また、第2回審査会終了後、今年度の申請可能枠を満たさなかった場合には、追加募集をする場合がある。

	第1回審査分	第2回審査分
申請書 提出期限	2019年5月31日	2019年8月30日
交付/不交付 決定時期	2019年6月28日頃	2019年9月30日頃